

【第1号議案】

道路運送法の一部改正に伴う分科会の設置について

1 設置理由

令和5年10月1日の改正道路運送法の施行に伴い、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等を協議するには、①道路運送法第9条第5項に基づき、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じ、②運賃等を定める一般乗合旅客自動車運送事業者のみが参加する協議会において協議（独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう構成員を限定して、地域公共交通活性化協議会とは別に開催）し、③協議が調べば運賃を届け出ることとなったことから、運賃を協議する分科会を設置するもの（道路運送法第9条第4項、第5項。以下条文概要掲載）。

道路運送法第9条第4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長又は知事が住民の意見を代表する者として指名する者

道路運送法第9条第5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

2 分科会について

- ◆名称 路線運賃協議分科会
- ◆協議内容 定時定路線に係る運賃の協議
(路線不定期及び区域運行の運賃協議は、引き続き全体会で行う)
- ◆構成員

	区分	構成員	備考
一	市町村又は都道府県	新発田市 市民まちづくり支援課長	会長
二	当該一般乗合旅客自動車運送事業者	協議する路線を運行する事業者	新潟交通観光バス(株)
三	地方運輸局長	北陸信越運輸局新潟運輸支局長又はその指名する者	
四	市町村の長又は知事が住民の意見を代表する者として指名する者	川東地区自治会連合会	

※任期は、新発田市地域公共交通活性化協議会の委員任期に合わせる

◆新潟運輸支局への確認事項

- ・活性化協議会規約の改正は、別途指示を受けた後に行う
- ・利用者等の意見を反映させるために必要な措置は、市HPへの掲載で可
- ・路線不定期及び区域運行の運賃は、軽微運賃とされており、現行協議を継続
※軽微運賃：旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さい運賃

◆今後の予定

- ・ R 5 . 1 2 . 2 5 第 1 回 路線運賃協議分科会 開催
- ・ R 6 . 1 上旬～中旬 市HPで意見聴収
- ・ R 6 . 1 末 路線運賃協議分科会 書面協議
- ・ R 6 . 2 上旬 運輸局への許可申請
- ・ R 6 . 3 下旬 活性化協議会規約の改正（運輸支局の指示を受けた後）
- ・ R 6 . 5 中旬 運行開始

乗合バス運賃等の協議について（コミュニティバス・デマンドタクシー等）

現行

○地域公共交通会議（道路運送法施行規則第9条の3）

構成員

- ・市町村長 又は 都道府県知事
- ・バス事業者A
- ・バス事業者B
- ・タクシー事業者C
- ・バス協会、タクシー協会
- ・住民又は旅客
- ・地方運輸局長
- ・労働組合
- ・道路管理者、警察、学識経験者等

主な協議事項

運行内容等

運賃

改正後

○地域公共交通会議（道路運送法施行規則第4条の2）

構成員（変更なし）

- ・市町村長 又は 都道府県知事
- ・バス事業者A
- ・バス事業者B
- ・タクシー事業者C
- ・バス協会、タクシー協会
- ・住民又は旅客
- ・地方運輸局長
- ・労働組合
- ・道路管理者、警察、学識経験者等

○（運賃等）協議会（道路運送法第9条第4項）※新設

構成員

- ・市町村 又は 都道府県
- ・当該運賃等を定めようとするバスorタクシー事業者
- ・地方運輸局長
- ・住民意見代表者（市町村長又は都道府県知事が指定）

※複数事業者の運賃を協議する場合は、1事業者毎に協議をする必要あり

※利用者等の意見を反映させるために必要な措置

- ①公聴会の開催
 - ②パブリックコメントの募集
 - ③市政広報誌への掲載
 - ④地域住民に対するアンケート調査
 - ⑤関係する事業者や事業者団体へのヒアリングの実施
- ①②③のいずれか、あるいは④+⑤を実施する

改正のポイント

①路線新設等の場合、これまでは「地域公共交通会議」において協議を行っていたが、改正後（令和5年10月1日～）は路線や系統については「地域公共交通会議」で、運賃については「（運賃等）協議会」で、それぞれで協議を行う必要あり。

②地域公共交通会議と連続して協議を行う場合、（運賃等）協議会の構成員となっていない地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で協議を行うなど、（運賃等）協議会の構成員以外が協議に参加しないように留意する必要あり。

③市町村又は都道府県は、協議をするときは、あらかじめ公聴会の開催その他の方法により、利用者等の意見を反映させるために必要な措置を講じる必要あり。

(運賃等) 協議会について

1. 概要 (法第9条第4項)

- ・従来「地域公共交通会議」にて協議されていた協議運賃について、今般の法改正の趣旨を踏まえ、独禁法に抵触しない形で協議を行うために新たに設置
- ・地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等（改正運送法第9条第4項）について協議
※地域交通法第6条に規定する「協議会（法定協議会）」とは異なる。

2. 開催方法 (法第9条第4項)

- ・独禁法に抵触しないために構成員を限定し、地域公共交通会議とは別の形で開催する必要あり
※地域公共交通会議と連続して協議を行う場合、（運賃等）協議会の構成員となっていない地域公共交通会議の構成員を退室又は別室で協議を行うなど、（運賃等）協議会の構成員以外が協議に参加しないように留意が必要
※複数事業者の運賃を協議する場合は、1事業者毎に協議をする必要あり

3. 利用者等の意見を反映させるために必要な措置 (法第9条第5項)

- ・市町村又は都道府県は、あらかじめ公聴会の開催その他の方法により、住民、利用者、利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じる必要あり
- ・方法としては以下が想定される ※（）内は想定する対象者
 - ①公聴会の開催（住民・利用者・利害関係者）
 - ②パブリックコメントの募集（住民・利用者・利害関係者）
 - ③市政広報誌への掲載（住民・利用者・利害関係者）
 - ④地域住民に対するアンケート調査（住民・利用者）
 - ⑤関係する事業者や事業者団体へのヒアリングの実施（利害関係者）→法第9条第5項を満たす（住民、利用者、利害関係者の意見を反映させる）ため、
①②③のいずれかを実施、あるいは④+⑤を併せて実施する。

新発田市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に係る協議を行うため並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、新発田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、新発田市中央町3丁目3番3号新発田市役所内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取組を総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(協議事項等)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の作成及び計画の変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 協議会の運営に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第6条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置くこととし、相互に兼ねることはできないものとする。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

3 会長は、新発田市副市長をもって充てる。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

5 会長は、副会長及び監査員を委員の中から指名する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、会長の職務を代理する。

7 監査員は、協議会の会計監査を行うこととし、会計監査の結果を協議会の会議（以下「会議」という。）において報告する。

（委員の任期）

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- 1) 委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。
- 2) 前号以外の委員については2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。

（事務局）

第8条 協議会の運営に関する事務を行うため、新発田市市民まちづくり支援課内に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、新発田市市民まちづくり支援課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、新発田市市民まちづくり支援課職員をもって充てる。

（協議会の運営）

第9条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとする。
- 4 協議会の議決の方法は、出席委員の総意で決定することとする。
- 5 4の定めに関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（国自旅第161号平成18年9月15日）に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.（3）地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果は、協議会の議決があったものとする。
- 6 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 7 協議会で議決した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。
- 8 会議は、原則として公開で行うこととし、協議会に関する情報は新発田市のホームページ等を利用して公表する。

（分科会の設置）

第10条 協議会は、計画の検討及び実施等に当たり、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（経費）

第11条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他をもって充てる。

（財務）

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の予算編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項

は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第13条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用の弁償の額及び支給方法は、新発田市職員の旅費に関する条例（昭和43年新発田市条例第10号）の例による。

3 委員等が他の官公署から費用の弁償を受けたときは、この規約による費用の弁償はしない。

(協議会の解散等)

第14条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更)

第15条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

附 則

この規約は、平成20年5月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年8月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年5月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年5月27日から施行し、平成23年5月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成25年5月31日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年6月5日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成28年5月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成29年1月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年6月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年8月25日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和3年6月24日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和4年6月29日から施行し、令和3年4月15日から適用する。

附 則

この規約は、令和5年6月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。